

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

令和4年7月15日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 建設業の許可の全部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
				一般	左		
中沢工業	中澤 久雄	南アルプス市百々616-3	山梨県知事許可(般 - 30)第 8673 号	一般	左	令和4年6月12日	令和4年5月16日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	-		
渡辺建設工業(株)	渡辺 勉	富士吉田市上吉田東5-15-10	山梨県知事許可(般 - 29)第 1345 号	一般	土と石舗園水	令和4年6月13日	令和4年6月8日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	-		

2 建設業の許可の一部を取り消したもの